

三次市建設工事共同企業体運用基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、市内中小建設業者の受注機会の増大と技能の向上を図るため市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札及び一般競争入札に、共同企業体を参加させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体
工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 中小建設業者
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条に規定する中小企業者に属する業者をいう。
- (3) 市内業者
市内に主たる事業所を有する業者をいう。
- (4) 準市内業者
市内に従たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所で、主たる営業所以外の営業所をいう。）を有する業者及び市内に工場等を有する業者で市長が準市内業者として認定したものをいう。
- (5) 指定大型工事
土木工事及び建築工事にあつては、おおむね3億円以上、設備工事等にあつては、おおむね9千万円以上の工事のうち、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に発注することを適当と認めて市長が指定したものをいう。
- (6) 指定一般工事
大型工事以外の工事で中小建設業者の受注機会を確保し、若しくは技能の向上を図るため、又は工事の円滑な施工上特定共同企業体に発注することを適当と認めて市長が指定したものをいう。

第2章 特定共同企業体

(特定共同企業体の結成)

第3条 指定大型工事又は指定一般工事を発注しようとするときは、その都度特定共同企業体を結成させるものとする。

(特定共同企業体の要件等)

第4条 特定共同企業体の資格要件及び結成方法は、次に定めるところによる。

- (1) 全ての構成員が、次に掲げる要件に該当するものであること。
当該年度の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ建設業法第27条の2第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けているものであること。
 - (2) 構成員の数は、原則として2業者又は3業者とし、工事ごとに定めること。
 - (3) 指定大型工事に適用する特定共同企業体は、原則として当該業種の等級区別の最上位の等級に格付けされた者と次順位の等級に格付けされた者との組合せであること。
 - (4) 指定大型及び一般工事に適用する特定共同企業体の構成及び資格要件は、工事ごとに定めること。
 - (5) 運営形態は、共同施工方式（建設省方式による甲型）とする。ただし、工事の円滑な施工を確保するため必要と認められるときは、分担施工方式（建設省方式による乙型）によることができる。
 - (6) 特定共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
- 2 特定共同企業体の構成員は、同一業種に係る他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(特定共同企業体の結成手続)

第5条 指名競争入札の場合の特定共同企業体の結成手続は、構成員となるべきものをグループごとに、原則として10業者ずつ選定し、それぞれ異なるグループに選定された業者間で任意に結成させるものとする。この場合においては、当該選定された業者に申請期限その他必要な事項を通知するものとする。

2 市長は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず特定共同企業体の構成員となるべき者の各グループごとの資格要件、申請期限その他必要な事項を公示し、又は通知して任意に結成させるものとする。

- 3 一般競争入札の場合、特定共同企業体の結成手続きは自主結成とし、結成に要する期間は一般競争入札公告日から7日程度とし、参加資格要件とともに一般競争入札公告の中で明示するものとする。
- 4 指名競争入札の場合、特定共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに様式第1号による「特定共同企業体入札参加資格審査申請書」、様式第2号による「共同企業体協定書」、「共同企業体経営規模等総括表」、最新の「経営規模等評価結果通知書」及び「共同企業体委任状」を袋とじにして必要部数作成し、市長に申請するものとする。
- 5 一般競争入札の場合、特定共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに、様式第2号による「共同企業体協定書」、「共同企業体経営規模等総括表」、最新の「経営規模等評価結果通知書」及び「共同企業体委任状」を袋とじにして必要部数作成し、市長に申請するものとする。

(特定共同企業体の格付)

第6条 特定共同企業体の等級格付は、構成員のうち、上位の等級に格付された業者の格付による。

(特定共同企業体の指名)

第7条 第5条第4項の規定による申請があったときは、これを審査し、所定の要件を備えた特定共同企業体が5組以上結成されたときは、当該特定共同企業体を指名して入札を行うものとする。

- 2 所定の要件を備えた特定共同企業体が5組に満たなかったときは、第5条の規定による手続を経てこれを補充するものとする。ただし、その暇がないときはこの限りではない。

第3章 補則

(保証金の取扱い)

第8条 共同企業体に係る入札保証金及び契約保証金の取扱いについては、構成員の中に保証金を免除できるものがあるときは、当該共同企業体の保証金は免除する。

(入札書の形式等)

第9条 共同企業体の入札書の形式及び契約書における相手方の表示等は、次のとおりとする。

- (1) 入札書の形式及び契約書における相手方の表示

〇〇工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 何 某 印

構成員 〇〇土木株式会社 代表取締役 何 某 印

株式会社〇〇建設 代表取締役 何 某 印

(2) 契約書中に特記すべき事項

「〇〇建設株式会社外〇社は、別紙共同企業体協定書によりこの工事を共同連帯して請け負う。」

(3) 契約約款中に特記すべき事項

「市長は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、全て代表者〇〇建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

(補則)

第10条 この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年8月1日改正し、平成26年8月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

三次市長 様

共同企業体 名称 ○○株式会社・株式会社○○
○○○○建築主体工事共同企業体

住 所

名 称

代表者

㊦

構成員 建設業許可 大臣・知事（ ）第 号 年 月 日

住 所

名 称

代表者

㊦

建設業許可 大臣・知事（ ）第 号 年 月 日

住 所

名 称

代表者

㊦

この度、○○○建築主体工事について共同企業体を組織し、共同して当該工事を請負、かつ、共同企業体の構成員がそれぞれ連帯責任をもって工事を施工致しますから、この工事の入札に参加させていただきたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号（第5条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 この共同企業体は、つぎの事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）三次市発注に係る〇〇建築主体工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。
- （2）前号に附帯する事業。

（名称）

第2条 この共同企業体は、株式会社〇〇・株式会社〇〇 〇〇建築主体工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 この共同企業体は事務所を〇〇株式会社内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 この共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、この建設工事の請負契約の履行が完成し、発注者の承認を得た日に解散するものとする。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、この共同企業体は前項の規定に関わらず、この建設工事に係る請負契約が締結されたときに解散するものとする。

（構成員）

第5条 この共同企業体の構成員はつぎのとおりとする。

住 所
名 称

住 所
名 称

(代表者の名称)

第 6 条 この共同企業体は〇〇株式会社〇〇支店支店長〇〇〇〇をもって代表者とする。

2 前項の代表者の退任の場合は、新代表者を選任してこれを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者がこの建設工事に関する行為については、この共同企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第 7 条 この共同企業体の代表者は、この建設工事に関し、共同企業体を代表して発注者及び工事監督者等と折衝する権限及び、自己の名義をもってする請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びにこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 この共同企業体の構成員の出資割合は、つぎのとおりとする。ただし、この建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 % 株式会社〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評 価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 この共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、この建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、この建設工事の請負契約の履行に関し、三次市に対して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 この共同企業体の取引金融機関は〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 この共同企業体は建設工事が完了したときは、この建設工事についての決算をするものとし、会計期間は、この共同企業体の成立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じたときは、第 8 条の規定による出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じたときは、第 8 条の規定による出資割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、これを他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、この共同企業体がこの工事を完成するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場

合においては、残存構成員が共同連帯して、この建設工事を完成する。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたころの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により、分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 この共同企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社と株式会社〇〇とは、上記のとおり〇〇〇建築主体工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、それぞれ構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者名

印

所在地
名称
代表者名

印

共同企業体経営規模等総括表

(金額単位：千円)

共同企業体の名称		〇〇株式会社・〇〇株式会社建築主体工事共同企業体					
構 成 員 名				計又は平均	※審査	※総合数値	
経 営 規 模	年 間 平 均 完 成 工 事 高			計	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
				〃	(X1)		
		その他工事		〃			
	計		〃				
	自 己 資 本 額			〃	()	+ =	
	職 員 数			〃	()	(X2)	
経営状況分析評点 (総合評価)				平均	(Y)		
そ の 他 の 評 価 項 目	技 術 職 員 数	一級技術者		計	×5(×1)	Z1+Z2= Z =	
		二級技術者		〃	×2(×1) =		
		その他の技術者		〃	×1(×1)		
	計		〃	(Z1)			
	営 業 年 数			平 均	(Z2)		
※主観項目記入欄				※ X1(1+X2/70+Y/40+Z/55)=			

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。
 2 この表は、国土交通省又は都道府県で受審した最新の経営事項審査結果の数値を記入すること。
 3 最新の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

共同企業体委任状

平成 年 月 日

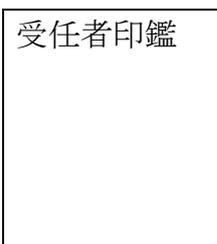
三次市長 様

共同企業体の名称 ○○株式会社 ○○株式会社
○○建築主体工事共同企業体

共同企業体 所在地
構 成 員 商号又は名称
代表者名 印

共同企業体 所在地
構 成 員 商号又は名称
代表者名 印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、共同企業体が存続する間三次市との契約について、次の権限を委任します。



受任者
共同企業体 所在地
構 成 員 商号又は名称
代表者名

委 任 事 項

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 入札及び見積りに関する件 | 2 契約締結に関する件 |
| 3 支払金の請求及び領収に関する件 | 4 復代理人の選任に関する件 |